

## 受動喫煙防止対策のための法律・ガイドライン

### 国際的な動向

たばこの消費及び受動喫煙が、健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響を減らすために、国ごとの個別の対応では限界があることから、世界保健機関（WHO）は、法的拘束力のある国際条約でたばこに関する規制を行うこととし、平成17年2月に発効しました。日本もこの「たばこ規制枠組条約」の締約国であり、義務を負っています。

#### ●WHOたばこ規制枠組条約 (平成16年6月批准、平成17年2月発効、平成23年3月現在172か国が批准)

第8条 たばこの煙にさらされることからの保護  
1 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていることを認識する。  
2 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

#### ●WHOたばこ規制枠組条約第8条履行のためのガイドライン (平成19年7月採択)

- 100%禁煙以外の措置（換気、喫煙区域の使用）は、不完全である
- すべての屋内の職場、屋内の公共の場及び公共交通機関は禁煙とすべきである

### 国内の動向

国内における職場の受動喫煙防止対策については、平成4年以降、労働安全衛生法に定められた快適職場形成の一環として事業者を指導するとともに、平成15年に健康増進法が施行されました。平成22年2月には、多くの人が利用する公共的な空間では、全面禁煙であるべきとの健康局長通知が出されています。

〈健康増進法と労働安全衛生法による受動喫煙防止対策の関係〉

#### 健康増進法第25条

〔努力義務〕

多数が利用する施設

対象者：住民、利用者、顧客等

飲食店  
旅館等

#### 労働安全衛生法

〔努力義務〕

（快適職場環境の形成）  
事業場

対象者：労働者

#### ●健康増進法 (平成14年法律第103号、平成15年5月1日施行)

第25条  
学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

#### ●厚生労働省健康局長通知 受動喫煙防止対策について (平成22年2月25日) (抜粋)

- 4 (1) 施設・区域における受動喫煙防止対策  
受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。  
(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策  
当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。



さらに、WHOのたばこ規制枠組条約の発効、受動喫煙の有害性に関する知識の普及や健康志向の高まりなどを背景として、職場における受動喫煙防止に対する労働者の意識も向上していることから、平成22年12月22日に労働安全衛生法における快適職場形成の一環とした取組の見直しが必要な状況であるとの建議が、労働政策審議会より行われました。

#### ●今後の職場における安全衛生対策について

- 労働政策審議会安全衛生分科会報告書概要
- 一般の事務所、工場等については、全面禁煙や空間分煙とすることを事業者の義務とすることが適当
  - 飲食店等の顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所についても、同様の措置を取ることが適当であるが、それが困難な場合には、当分の間、換気等により可能な限り労働者の受動喫煙の機会を低減させることを事業者の義務とすることが適当
  - 国民のコンセンサスの形成に努め、できるだけ早期に新成長戦略の目標を達成できるよう取組を推進

職場における受動喫煙防止対策については、最寄りの都道府県労働局（健康安全課又は健康課）にお問い合わせ下さい。

## 職場の受動喫煙防止対策

すすめていますか？

# たばこの煙から働く人を守る 職場づくり

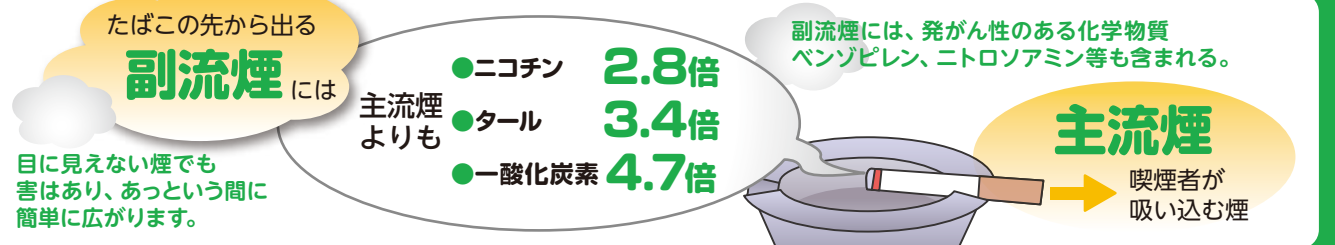
空気のきれいな  
体に優しい



### 受動喫煙とは……

室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

## ● 知ってほしい受動喫煙の害 ●



(厚生労働省「喫煙と健康」第2版より)

子どもへの影響も大!

### 受動喫煙によって引き起こされる体への害

肺がん、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など

年間約6,800人!

### 受動喫煙による死亡者数の推計

受動喫煙による肺がんと虚血性心疾患の死亡数は、年間約6,800人。そのうち職場での受動喫煙が原因とみられるのは約3,600人。  
厚生労働省の研究班「今後のたばこ対策の推進に関する研究」より

平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「受動喫煙の無い職場の実現」が掲げられています。厚生労働省では、この目標の達成に向け、事業場の取組を促進するため、喫煙室設置の際の財政的支援、受動喫煙防止対策に関する技術的な問い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。さらに、関係団体、学識関係者、労使等から構成される円卓会議を開催し、業種別の取組内容や国民のコンセンサスの形成のための施策等について議論することとしています。  
このパンフレットでは、事業者の皆様へぜひ知っていただきたい、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、分かりやすく解説しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署  
<http://www.mhlw.go.jp>

ひと、くらし、みらいのために

